

○専修大学校友会弔慰に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学校友会会則（以下「会則」という。）第32条の規定に基づき、校友会の弔慰に関し必要な事項を定める。

(運用の範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 会則第10条及び第12条に規定する者
- (2) 支部長又は支部長に代わる者及び支部長であった者
- (3) 事務局職員
- (4) 校友会長が必要と認めた者
- (5) 第1号、第3号の配偶者並びに一親等以内の親族

(弔慰の種別)

第3条 前条各号に規定する者の死亡についての弔慰の種別は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金
- (2) 弔辞
- (3) 供花
- (4) 弔電

(弔慰の基準)

第4条 前条の弔慰の種別の取扱基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第4号は、弔慰金、弔辞又は供花とする。
- (2) 第2条第2号及び第3号は、供花、弔辞又は弔電とする。
- (3) 第2条第5号は、供花又は弔電とする。

2 前項に規定するもののほか、校友会長が必要と認めた場合は、その裁量による。

(被災の特例)

第5条 第2条各号に規定する者及び校友会功労者本人が重傷を負い、若しくは長期療養の疾病にかかり、又は火災、風水害等の災害を被った場合は、校友会長の裁量により適宜見舞いを行うことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、会長・副会長会の発議により、代議員会において改廃することができる。

附 則

この規程は、昭和43年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月28日から施行する。